

答 申 第 7 号
平成26年1月29日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年8月7日付け芦固審発第48-1号による下記の諮問について、以下のよ
うに答申します。

記

芦屋市固定資産評価審査委員会作成の平成21年度分の(1)芦屋市固定資産評価審査
委員会発議文書（決裁文書）、(2)同上の文書目録、(3)芦屋市固定資産評価審査委員会の
会議議事録、(4)委員及び書記の実地調査調書及び同決裁文書の公開請求についてなされ
た平成24年5月29日付け下記文書の公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに
関する諮問

- ① 平成21年4月14日起案 情報公開閲覧日等の連絡について
- ② 平成22年1月20日起案 公文書部分公開決定等に係る異議申立てに対する決
定について
- ③ 平成21年度分実地調査調書
- ④ 平成21年度の請求人以外の者に係る審査申出関係決裁文書

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号で行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

異議申立人は、平成24年4月10日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成21年度分の(1)芦屋市固定資産評価審査委員会発議文書（決裁文書）、(2)同上の文書目録、(3)芦屋市固定資産評価審査委員会の会議議事録、(4)委員及び書記の実地調査調書及び同決裁文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し請求対象文書を分類し、全部公開、部分公開及び却下の決定処分を行った。このうち下記文書（以下「本件部分公開文書」という。）の部分公開決定処分に対して異議申立てがなされたものである。

- ① 平成21年4月14日起案 情報公開閲覧日等の連絡について
- ② 平成22年1月20日起案 公文書部分公開決定等に係る異議申立てに対する決定について
- ③ 平成21年度分実地調査調書
- ④ 平成21年度の請求人以外の者に係る審査申出関係決裁文書

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号で実施機関が行った部分公開決定処分を不服として、平成24年7月31日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関は、異議申立人が公開を求める文書のうち①個人に関する情報であって②特定個人を識別することができるもののうち③公開により、個人の利益権利を不当に害するおそれがあるとして黒塗りを行い公開を拒否した部分で、個人名、その所在、物件の所在番地、家屋番号の秘匿は当然であるが、その他の部分をも秘匿することは、条例第7条第1号規定の趣旨を拡大解釈しており、家屋計算書、補正（計算）書等の大部分を黒塗りにして非公開としたのは不当である。

- (2) 公開を求めているのは、課税課が評価額を減額した理由といくら減額したかである。実施機関はそれらの処理状況を公開すべきである。例えば、評点項目、標準評点数、補正項目や係数を公開したとしても、何ら物件所有者を特定するものではない。
- (3) 実施機関は、非公開とした部分について明らかに特定個人が識別でき、かつ個人の権利利益を害するとする理由を明らかにすべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次のように要約される。

- 1 実施機関である固定資産評価審査委員会は固定資産評価に係る審査申出について審査をする行政委員会であり、本件審査申出に係る公文書は、特定の個人がその所有する固定資産について審査の申出を行った事案に係るものであり、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）が非常に多く記載されており、これらの情報を公開すると、当該公文書に記載されている者が審査の申出を行っていることが容易に明らかになる。
- 2 本審査会より、平成21年1月5日付け答申第3号において「…全体を非公開とすべきものではなく、個々の箇所について芦屋市情報公開条例に照らし具体的に公開、非公開の判断をすべきである。」との判断を受け、本委員会では一定の取扱いの基準を設け、これを基に公開及び非公開部分を判断した。
- 3 家屋計算書の公開に当たっては、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）である個別具体的な内容を非公開としている。具体的には、家屋の種類、構造、部分別評価の相乗係数及び単位当り評点数等については公開し、階層、床面積、部分別評価の評点項目及び標準評点数、並びに補正項目及び係数等については、特定の家屋が識別されるおそれがあるため非公開としたものである。

家屋計算書は、審査申出関係決裁文書の一部であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるおそれのないよう公開及び非公開部分を判断した。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象公文書

本審査会が異議申立人の意見陳述において確認したところ、異議申立人は非公開とされた公文書のうち、課税課が審査申出物件の評価額を減額した理由と減額した金額がわかる家屋計算書等の公開を求めている。本審査会が本件部分公開文書について見分したところ、課税課が家屋について評価額を修正したことがわかる文書は、平成21年度の請求人以外の者に係る審査申出関係決裁文書に含まれている平成20年度及び21年度の固定資産価格等修正通知書の写し（以下「本件公文書①」という。）であるが、この修正の根拠となる非木造家屋計算書兼連絡票は、本件部分公開文書には含まれていない。関連する文書としては、修正されている非木造家屋計算書兼連絡票（以下「本件公文書②」という。）が認められる。本件公文書②は、実施機関に確認したところ、固定資産評価審査過程で作成されたものであり、直接減額の根拠となるものではないという説明であったが、本審査会では評価額減額に関連する文書として審査対象文書とし、その非公開の妥当性について判断するものとする。

2 本件公文書①及び②の内容と非公開部分

(1) 本件公文書①

本件公文書①は、地方税法第417条第1項の規定に基づき、固定資産の価格等を修正し、固定資産課税台帳に登録したことを芦屋市長が納税義務者に通知したものの写しで、課税課が実施機関に報告したものである。

本件公文書①の非公開部分は、納税義務者の氏名、住所、通知書番号、物件の所在、家屋番号、床面積、価格（評価額）、固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額である。このうち、異議申立人が求めている情報は、評価額、固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額である。

(2) 本件公文書②

非木造家屋計算書兼連絡票は、固定資産評価額を算出するために用いられるものであり、非木造家屋の部分別評点項目ごとの標準評点数を算出し、これに補正係数を乗じた1㎡当たりの評点数が記載されたものである。本件公文書②には、部分別評点項目について審査申出人の主張を受けて資材を置き換えたり削除して計算し直した場合の修正が加えられている。非公開部分は、所在地、所有者番号、家屋番号、屋根の種類、階層、1F及び1F以外床面積、延床面積、評点項目および標準評点数欄、評点数欄、補正項目および係数欄等である。このうち異議申立人が公開を求めている情報は、評点項目および標準評点数欄、評点数欄及び補正項目および係数欄に記載されている。

3 異議申立人が公開を求めている非公開部分の条例第7条第1号該当性

本件公文書①及び②はいずれも固定資産評価審査申出に係る文書であり、これらの文書の非公開部分を公開することにより審査申出対象である当該家屋が特定されると、ひいては審査申出人が推測されることとなり、個人の権利利益を不当に害するおそれがある。したがって、本件公文書①及び②の非公開部分を公開することにより当該家屋が特定されるか否かについて検討する。

(1) 本件公文書①

非公開としている価格（評価額）、固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額が公開されると通常4月1日から最初の納期限の日までの間、芦屋市内の家屋を所有する納税者が家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載）により、市内の全ての家屋の価格を見ることができる縦覧制度があるため、当該家屋が縦覧により特定される可能性がある。

(2) 本件公文書②

異議申立人は、本件公文書②において、個人名、その所在、物件の所在番地、家屋番号等を非公開とすれば、評点項目、標準評点数、補正項目や係数を公開したとしても、何ら物件所有者を特定するものではないと主張している。しかし、異議申立人が公開を求めている情報を公開すれば、調査により判明した家屋の構造の各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様及び工事の施工量等の詳細が明らかになり、当該家屋の外観や内装等を推測することが可能である。一方、当該家屋の審査申出に関しては、市長の提出した弁明書やそれに対する反論書が部分公開されており、当該家屋の建築状況に係る情報が明らかになっている。これらの情報に当該家屋の外観や内装等に係る情報が結びつくことによって、当該家屋が特定される可能性がある。

したがって、本件公文書①及び②の非公開部分を公開することにより、審査申出人が推測されることとなり、その者が審査申出をしたことや建物に関する情報が明らかになる。これは個人の権利利益を不当に害するおそれを伴うものであって、条例第7条第1号に該当するといえることができる。

よって、第1 審査会の結論のとおり判断する。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月 7日	諮問書の受理
平成24年11月19日	諮問実施機関の意見陳述 第1回審議
平成25年 2月18日	異議申立人の意見陳述 第2回審議
平成25年 6月27日	第3回審議
平成25年 8月30日	異議申立人の意見陳述 第4回審議
平成25年 9月20日	諮問実施機関の意見陳述
平成25年10月22日	第5回審議
平成25年11月26日	第6回審議
平成25年12月16日	第7回審議
平成26年 1月21日	第8回審議